

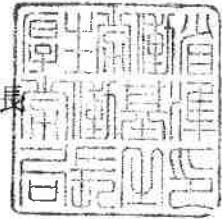
基 発 0621 第 8 号

職 発 0621 第 11 号

平成 29 年 6 月 21 日

全国ビルメンテナンス協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



厚生労働省職業安定局長



最低賃金及び賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等の周知について
(協力依頼)

労働基準行政及び職業安定行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「働き方改革実行計画」(平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定)において、「最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る」とされるとともに、「賃上げに積極的な企業等を後押しするため、税制、予算措置など賃上げの環境整備に取り組む」とされたところです。

厚生労働省では、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、平成 29 年度においては、最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等のための支援を行っています。

つきましては、別添リーフレット等を参考に、傘下の団体等に対し、業務改善助成金、キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)及び人事評価改善等助成金の周知について格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。